

排出ガス測定のご案内

大気汚染防止法など各種条例に基づいた、大気中の有害物質の測定を行なっています。

大気汚染防止法は、工場や事業所から排出、飛散する大気汚染物質について、物質の種類、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められています。

工場及び事業場から排出される大気汚染物質は、大気汚染防止法により規制されています。燃料や規制項目により測定頻度が異なります。専任技術者が現場測定から機器分析まで実施することで、現場の状況を考慮した分析対応が可能です。

[業務概要]

- 排ガス測定
ばいじん、窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、塩化水素、金属、有機物、ダイオキシン類^{※1)} など
※1) ダイオキシン類は特定計量証明事業(MLAP)機関と提携し、サンプリング業務を行なっています。
- 揮発性有機化合物(VOC)測定
- メタン



[排出ガスの規制]

規制物質	発生形態	ばい煙発生施設の区分	測定頻度	測定方法
硫黄酸化物 (二酸化硫黄 三酸化硫黄)	物の燃焼	硫黄酸化物の排出量が 10m ³ N/h以上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	JIS K 0103 に定められた方法により硫黄酸化物 濃度、JIS Z 8808 に定められた方法により排出ガ ス量を測定する。
		硫黄酸化物の排出量が10m ³ N/ h以上の施設(特定工場等に設置 されているもの)	常時	JIS K 0103 に定められた方法により硫黄酸化物 濃度、JIS Z 8808 に定められた方法により排出ガ ス量を測定する。
ばいじん (すす など)	物の燃焼または 熱源としての電気 の使用	排出ガス量4万 m ³ N/h以上の 施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	JIS Z 8808 に定められた方法により測定
		排出ガス量4万 m ³ N/h未満の 施設	年2回以上	JIS Z 8808 に定められた方法により測定
有害物質 (窒素酸化物 カドミウム 鉛 弗化水素 塩素 塩化水素)	物の燃焼, 合成, 分解等	排出ガス量4万 m ³ N/h以上の 施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	<窒素酸化物> JIS K 0104 に定められた方法により測定(イオンク ロマトグラフ法、化学発光法等)。なお、同時にオル ザットガス分析装置等により排出ガス中の残存酸 素濃度の測定を行う必要がある。 <カドミウム、鉛> JIS K 0083 に定められた方法により測定(ICP 発 光法、原子吸光法、吸光光度法、ポーログラフ等)。 <弗化水素> JIS K 0105 に定められた方法のうち吸光光度法に より測定。 <塩素> JIS K 0106 に定められた方法のうちオルトリジン 法または連続分析法等により測定。 <塩化水素> JIS K 0107 に定められた方法のう ち、チオシアン酸第二水銀法、イオンクロマトグラフ法 等により測定。
		排出ガス量4万 m ³ N/h以上の 施設 (特定工場等に設置されているも の)	常時	
		排出ガス量4万 m ³ N/h未満の 施設	年2回以上	

除外物質 8 項目 も分析可能です。